

福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 条例（一部改正）の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

[省令改正の趣旨等]

- ・趣旨 「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議。）において、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所（家庭的保育事業等）卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされた。
- ・施行日 令和2年4月1日

[地域型保育事業について]

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4類型あり、0～2歳の子どもを保育する事業をいう。

2 条例改正の概要

- (1) 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の連携施設の確保について、利用している乳幼児を優先的に取り扱うなど保育の提供の終了後（卒園後）も引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすることができるよう、第42条第4項に第1号、第2号を追加する。

※連携施設の協力内容 ①卒園児の受け皿 ②代替保育の提供 ③保育内容の支援

3 条例の施行日

公布の日

4 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>一 <u>市長が、児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>二 <u>特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（<u>同項第二号に係る部分に限る。</u>）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6～9 (略)</p>